

# 服務倫理委員会だより No.6

文責：副校長 豊田 邦久 R7. 9. 5

今回は児童生徒等とのSNS等のやり取りについて、考えていただければと思います。教職員は児童生徒に情報モラルを指導する立場であり、児童生徒をネット被害から守り、情報モラルを育てる役目を求められています。改めて、SNSやメールの利用法について再確認していただければと思います。

## 児童生徒等とのSNS等のやり取り防止 セルフチェックシート



○各項目に✓をしてセルフチェックしてみましょう！

(ア：はい イ：どちらともいえない ウ：いいえ)

|    | 項目   | ア | イ | ウ |
|----|--|---|---|---|
| 1  | 県教育委員会では、児童生徒との電子メールやSNS等による私的なやりとりを禁じていることを理解している。  |   |   |   |
| 2  | 児童生徒との電子メールやSNS等による禁じられている私的なやりとりはどのようなものかを理解している。   |   |   |   |
| 3  | 児童生徒からの相談をきっかけに、電子メールやSNS等による個人的に過度に踏み込んだ私的なやりとりにつながり、「何とかしてあげられるのは自分だけだ」という歪んだ認識となった結果、わいせつ事案に発展したケースが全国的に多く発生していることを知っている。 |   |   |   |
| 4  | わいせつ行為等は、自覚的に、故意に行われるものなので、加害者は次第に周囲の目を逃れようと努めることを理解している。  |   |   |   |
| 5  | 電子メールやSNS等を介した児童生徒に対する相談等においても、決して自分一人で解決しようとせず、教職員間で必ず情報共有するとともに、同僚や管理職と連携して対応するものと認識している。                                  |   |   |   |
| 6  | 業務連絡等に限ったやりとりの中で、仮に児童生徒から恋愛感情や好意を寄せられたとしても、教員と児童生徒は、「教え育てる側」と「学び育つ側」としての関係を決して踏み越えることがないよう、児童生徒とは教職員として関わっている。               |   |   |   |
| 7  | スマートフォン等の普及により、電子メールやSNS等による連絡や相談が容易になる一方で、同僚等も含め、「周囲の目」が届かない場が増えていることを理解している。   |   |   |   |
| 8  | 児童生徒との電子メールやSNS等によるやりとりは、閉め切った個室における一対一の状況下と同じ意味合いであることを理解して、教職員としてふさわしい適切な言葉遣いや表現をしている。                                     |   |   |   |
| 9  | たとえ私的な場であっても、児童生徒以外の18歳未満の者に対しては、電子メールやSNS等のやりとりに限らず、教職員としてふさわしい適切な言葉遣いや表現を用い、児童生徒に対する関わり方と同様の関わり方をしている。                     |   |   |   |
| 10 | 児童生徒からアドレス等の連絡先を収集する際は、管理職に報告するとともに、保護者の同意を得ている。   |   |   |   |

| 質問   | 回答欄 |  |  |
|--|-----|--|--|
| 上記のチェック項目のうち、あなたが特に注意したいと思う項目の番号を右の欄に3つ記入してください。 |     |  |  |